道路・河川等維持修繕業務委託 特記仕様書

共 通 編

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は、盛岡広域振興局土木部岩手土木センターが委託する道路・河川等維持修繕業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和６年４月１日以降適用）」によるものとする。

（業務内容）

第２条　本業務は、業務委託箇所における県管理道路・河川等において、一体的な維持管理を継続して委託するものであり、業務委託箇所の施設状況を常に把握するよう努め、発注者との緊密的な連携の下、各施設の維持管理を行うものとする。

本業務は、複数の業種からなる業務であり、次の業務を行うものとする。

(1)　道路維持修繕業務

(2)　路面応急復旧業務

(3)　橋梁維持修繕業務

(4)　河川・砂防維持修繕業務

(5)　道路除排雪業務

（業務計画書）

第３条　委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行開始前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

２　本業務は、複数年契約であることから、提出した業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

(1)　業務概要

(2)　業務工程表

(3)　業務実施体制（建設機械保有状況含む。）

(4)　緊急時の体制及び対応

(5)　安全管理

(6)　交通管理

(7)　その他

（業務中の安全確保）

第４条　本業務は、危険が伴う道路上や河川等における作業であることから、受注者は業務従事者に対して労働安全の指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。

２　受注者は、維持修繕作業等の履行に際しては、監督職員の指示により円滑な交通整理、標識類の設置等必要な安全対策を実施し、地域住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなくてはならない。

（業務実施管理）

第５条　受注者は、履行開始前に提出する業務計画書により業務を履行し、各作業箇所が完了した場合、別紙様式１（作業報告日報）により速やかに監督職員に報告するものとする。ただし、完了前であっても、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

２　業務実施は、監督職員の指示により行うものとするが、受注者が道路施設の損傷部分を発見した場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

（道路使用許可）

第６条　受注者は、道路上で作業を実施する場合、あらかじめ道路の使用許可を所轄の警察署に提出し、許可を受けてから作業を実施するものとする。

（現場管理）

第７条　受注者は、作業をするために通行規制を実施する場合、交通誘導員を配置して、交通の安全を確保し、保安施設の状態がわかるよう、写真を撮影し記録するものとする。

２　交通誘導にあたっては、土木工事共通仕様書に定める要件を満たす者を配置するものとする。なお、管内における公安委員会認定路線は、一般国道282号全域及び一般国道340号全域である。

３　受注者は、作業終了後においては、機械及び使用材料等を速やかに車道外に搬出するものとし、必要に応じて一般通行に支障がないよう保安施設を設けるとともに、これらの状態がわかるよう写真を撮影し記録するものとする。

（使用材料）

第８条　使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

２　使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

（支給材料及び貸与品）

第９条　支給材料及び貸与品は、支給及び受渡し方法について、監督職員の指示により行うものとする。

２　貸与機械の取扱いについては、別に定める「建設機械貸付要領」によるものとする。

（現地発生材）

第10条　既存施設の撤去による発生材（ガードレール等）は、監督職員の指示により処理するものとする。

（作業指示及び報告方法）

第11条　監督職員の指示とそれに対する受注者の報告は、書面によるほか、インターネットを介した「位置コミシステム」により行うことができる。

（その他）

第12条　業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

２　他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。

３　本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路維持修繕業務編

（適用範囲）

第１条　本業務のうち道路維持修繕業務（路面応急復旧業務を除く。以下「道路維持」という。）に適用する。

（業務の目的）

第２条　道路維持は、道路施設の維持修繕を行うことを目的とする。

（業務の箇所）

第３条　道路維持の箇所は、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター管内の県管理道路(位置図(道路維持)参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

（路肩、路側）

第４条　路肩及び路側部における作業は、次のとおりとする。

(1) 除草

除草の作業箇所及び時期は、監督職員の指示によるものとし、刈り巾は1.0ｍを標準とし切土法面及び側溝、水路に影響のある箇所は指示により運搬処分するものとする。

(2) 落石崩土等の除去

落石崩土等の除去は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(3) 倒木の処理

倒木の処理は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

（清掃）

第５条　清掃業務については、次のとおりとする。

(1) 路肩堆積土の除去

路肩付近の土砂を取り除くものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) 路面清掃

車道に堆積した土砂、泥、雑物を取り除くものとし、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(3) 側溝、管渠、集水桝の清掃

土砂、泥、雑物を取り除き、排水を良好にするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

２　実施計画書に基づき実施するものであるが、あらかじめ清掃方法、時期、作業場所等により、十分な作業計画をたてるものとする。

３　清掃作業により収集した塵埃は、監督職員と協議のうえ処理するものとする。

４　給水箇所は、監督職員と協議のうえ決定するものとし、河川等から給水する場合は、砂、ゴミ等が入らないように十分注意するものとする。

５　ブラシ類を交換する場合は、監督職員の確認を受けたうえで行い、作業日報に記載するものとする。

６　清掃業務の実施状況写真は、実作業日１日につき２箇所以上撮影するものとし、実施前、実施後の組写真とし、保安施設状況についても１日２箇所以上撮影するものとする。

（砂利道維持）

第６条　砂利道維持は、次のとおりとする。

(1) 不陸整正

グレーダー等による不陸整正並びに敷砂利をするものであり、作業箇所及び時期は監督職員の指示によるものとする。

(2) 防塵剤散布

作業箇所及び散布量は、監督職員の指示によるものとする。

（小規模構造物等修繕）

第７条　擁壁、路肩、側溝、境界ブロック等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

（歩道維持）

第８条　歩道維持は、歩行者及び自転車の通行に支障がある場合の歩道施設の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

（交通安全施設）

第９条　交通安全施設の維持修繕は、次のとおりとする。

(1) 交通安全施設

防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、標識等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) バリケード設置

土砂崩れ等緊急時に通行規制するため保安施設（バリケード等）の設置をするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

（道路巡回）

第10条　道路巡回は、日常巡回（休日巡回）及び異常時巡回を実施するものとし、別に定める「道路巡回要領」によるものとする。

路面応急復旧業務編

（適用範囲）

第１条　本業務のうち路面応急復旧業務に適用する。

（業務の目的）

第２条　本業務は、ポットホール、クラック、段差等の放置できない路面の損傷部分（以下「路面損傷」という。）を速やかに復旧することにより、交通の安全を図ることを目的とする。

（業務の箇所）

第３条　応急復旧の箇所は、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター管内の県管理道路(位置図(道路維持)参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

（使用材料）

第４条　路面応急の使用材料である瀝青材料は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品 名 | 種 類 | 使用箇所 | 摘要 |
| ストレートアスファルト | ⑤再生密粒度 As（13F） | 車道部（オーバーレイ） |  |
| ストレートアスファルト | ⑦再生細粒度 As（13F） | 車道部（パッチング）  歩道部（オーバーレイ） |  |
| アスファルト乳剤 | ＰＫ－４ |  | タックコート |

* ストレートアスファルトの針入度は80～100とする。
* 再生アスファルトの設計針入度は積雪寒冷地を考慮し、70を下限値とする。
* プラント再生加熱アスファルト混合物を使用する際の再生骨材混入率は、原則20～30％とするが、これによりがたい場合は、別途監督員と協議すること。
* タックコートは、アスファルト乳剤0.6ℓ/m2 以上とする。

（断面欠損部補修工）

第５条　断面欠損部補修工の数量は、合材の使用トン数によるものとする。

橋梁維持修繕業務編

（適用範囲）

第１条　本業務のうち橋梁維持修繕業務（以下「橋梁維持」という。）に適用する。

（業務の目的）

第２条　橋梁維持は、県管理橋梁の状態を良好に保ち長寿命化を図ることを目的とする。

（業務の箇所）

第３条　橋梁維持の箇所は、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター管内の県管理橋梁(位置図(道路維持)参照)で、監督職員の指示する箇所とする。また、橋梁と構造が類する鋼製シェルターについても、監督職員が指示する場合は業務の対象とする。

（堆積土砂除去）

第４条　人力による橋面の堆積土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。

２　支承周辺部へ堆積した土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。また、作業方法や足場の設置については、監督職員の承諾を得て適切に実施すること。なお、高さ４ｍ以上の場合は、はしごを使用してはならない。

（立木処理）

第５条　立木の処理については、監督職員の承諾を得て適正に処理するものとする。

（損傷部の補修・修繕）

第６条　コンクリートやモルタルによる補修については、以下の状況下で実施しないこと。

(1)　気温が５～40 度の範囲を超えるとき

(2)　降雨、降雪、強風等

２　コンクリート剥離部の修繕を実施する場合は、脆弱部の除去とともに汚れを取ってから行うこと。

３　監督職員から応急作業の指示があった場合は、速やかに行うものとする。

４　作業に当たっては、橋梁の各部材に傷等をつけないよう丁寧に行うこと。

５　作業指示のあった橋梁等で、以下の状況を発見した場合には、写真等により監督職員に報告すること。

(1)　橋面上へ土砂が堆積している状況。

(2)　地覆等のコンクリート部分の欠損や局部的な高欄の損傷等。

(3)　排水桝や排水管の欠損、排水桝や排水管が土砂で詰まっている状況。

(4)　支承周辺部へ土砂が堆積している状況。

(5)　橋梁前後の路肩へ土砂が堆積したことにより路面排水が橋面に流入している状況。

(6)　道路敷地内の立木で路面凍結の原因や橋梁点検の障害となっているもの。

(7)　橋台や橋脚等で小規模なコンクリート剥離や鉄筋が露出しているもの。

(8)　通行者の安全上懸念される状況。

(9)　主桁等主要部材に発生した亀裂等。

(10)　その他、標識柱、照明柱、袖擁壁等の亀裂等

河川・砂防維持修繕業務編

（適用範囲）

第１条　本業務のうち河川・砂防維持修繕業務（以下「河川砂防」という。）に適用する。

（業務の目的）

第２条　河川砂防は、県管理「河川」及び「砂防設備」において下記の作業を実施することにより、施設の適切な維持管理を行うものである。

・　除草

　　　・　倒木支障木の除去

　　　・　大型土のうの製作設置

　　　・　土砂掘削、運搬、残土受入地での処理

　　・　その他、監督職員が指示する維持管理作業

（業務の箇所）

第３条　河川砂防の箇所は、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター管内の県管理河川及び砂防設備（別表１、２参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

（現地確認）

第４条　受注者は、第２条に示す作業に着手する前に、監督職員の指示により現地確認を行うものとする。

また、現地確認とあわせて、公図等により作業予定箇所とその周辺の土地所有者、居住者等を確認のうえ、予め、土地の立入り、通行および作業内容等について説明、調整を図るものとする。

（現地作業）

第５条　作業予定箇所に支障物等があり、実施できない箇所を確認した場合、直ちに監督職員に協議するものとする。

現地作業によって発生した刈草、伐採木、土砂、その他の発生材等については、小洪水時に流出しない場所に速やかに集積し、その後、監督職員の指示や関係法令に則って適切に処分するものとする。

（作業状況等の報告）

第６条　作業状況や作業結果については、必要に応じて概ね100mごとに堤防法面又は高水敷等にマーキングのうえ、下表により写真撮影し、監督職員に提出するものとする。

また、作業を実施した箇所の位置図、各作業日の作業実績（作業内容、作業員数、使用した資機材とその数量等）を整理し、監督職員に報告するものとする。

なお、写真の提出および位置図、作業実績の報告は、作業後速やかに行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 撮　影　時　期 | 撮　　影　　内　　容 | 備　　考 |
| 作業前・作業後 | 作業箇所全景（必要に応じ100mに1箇所）  作業幅等(必要に応じ100mに1箇所) | 完了報告資料として整理すること。 |
| 作　業　中 | 作業状況※ |

* 作業状況の写真は、各作業日の作業実績（作業内容、作業員数、使用した資機材とその数量等）が分かるように撮影すること。

（機械の貸付）

　第７条　発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、乗用草刈機械を貸し付けるものとする。

　２　受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

道路除排雪業務編

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

　（用語の定義）

第２条　この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(１) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 動作環境 |
| インターネットブラウザ | Microsoft Edge |
| オペレーティングシステム | Windows 8.1 以上 |
| その他（必要なソフト） | Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上 |

(２) 貸与機械

　　　　受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(３) 借上機械

　　　　受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(４) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(５)　運転員

　　　　車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

　(６)　機械運転資格者基準

　　　　共通仕様書(Ⅲ)参考資料の｢除雪機械運転員資格基準｣をいう。

　(７)　損料補正

　　　　委託契約において、除雪作業に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(８)　待機費

　　　　第16条及び待機補償運用基準に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(９)　道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(10)　車道除雪工

　　　新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

　(11)　運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) 安全処理工

　　 雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) 雪道巡回工

　　 道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) 冬期対策施設工

　　 スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(17)　除雪訓練工

　　　　除雪オペレーターが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

　（業務の実施）

第３条　受注者は、別紙１｢道路除排雪業務委託内容明細書｣及び別紙２-１、２-２｢道路除排雪業務委託数量明細書｣に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

２　受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼動状況内容を入力するものとする。

３　受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼動実績を入力するものとする。

４　受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

　（出動基準）

第４条　受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出動し通行確保に努める。

　(１)　車道除雪工の出動基準

|  |  |
| --- | --- |
| 作業種類 | 出動基準 |
| 新雪除雪  （初期除雪） | 次のいずれかに該当する場合とする。  ①　降雪量５㎝程度で引続き降雪が予想される場合  ②　降雪量10㎝以上の場合  ③　吹きだまりが生ずるおそれのある場合 |
| 路面整正 | わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合 |
| 拡幅除雪 | 路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合 |
| 運搬排雪 | 家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合 |

　(２)　歩道除雪工の出動基準

|  |  |
| --- | --- |
| 出動基準 | （ランクＡ）  　降雪量が５㎝程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合又は降雪量が10㎝以上の場合 |
| （ランクＢ・Ｃ）  　歩道上の積雪深が20㎝を上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合 |

　(３)　運搬排雪工の出動基準及び作業区間

　　　ア　出動基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 内容 |
| 出動基準 | 歩道設置区間 | 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合 |
| 歩道未設置区間 | ①　市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合  ②　通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合 |

　　　イ　運搬排雪作業区間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 内容 |
| 作業区間 | 歩道設置区間 | ①　市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間  ②　歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間 |
| 歩道未設置区間 | ①　市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される区間  ②　通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間 |

　(４)　凍結防止工の散布基準

　　　ア　散布基準

　　　　　路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

　　　イ　作業種類

　　　　(ア)　凍結抑制剤散布

　　　　　ａ　路上水分の凍結防止を目的にする場合

　　　　　　　路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、３～２℃程度になった頃に散布する。

　　　　(イ)　凍結融解散布

　　　　　ａ　圧雪を舗装面に付着させないことを目的にする場合

　　　　　　　圧雪の剥離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

　　　　　ｂ　雪を融解することを目的にする場合

　　　　　　　プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。

　　　　　ｃ　プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合

　　　　　　　日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

　　　　(ウ)　鏡面化防止散布

　　　　　　グレーダー等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、交通に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

　　　ウ　散布対象区間の設定

　　　　　次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は交通障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

　　　　(ア)　特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

　　　　　ａ　橋梁

　　　　　ｂ　交差点及び横断歩道付近

　　　　　ｃ　局部的に日陰となる区間

　　　　　ｄ　曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間

　　　　　ｅ　トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近

　　　　　ｆ　急勾配又は長勾配の区間

　　　　(イ)　交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

　　　　　ａ　幅員が狭となる区間

　　　　　ｂ　横風の強い区間

　　　　　ｃ　バス停付近

　　　　　ｄ　沿道からの出入口の多い市街地

　　　　　ｅ　工事規制区間

　　　エ　散布量（標準的散布量）

　　　　(ア)　凍結抑制の場合　20～30ｇ／㎡程度（固形剤）　0.1リットル／㎡程度（溶液散布）

　　　　(イ)　凍結融解の場合　20～40ｇ／㎡程度（固形剤）　0.1リットル／㎡程度（溶液散布）

（作業目標等）

第５条　道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 日交通量のおよその標準 | 除排雪目標 |
| 第１種 | 1000台／日以上 | ２車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後５日以内に２車線の幅員を確保する。 |
| 第２種 | 500～1000台／以上 | 原則として、２車線の幅員を確保する。状況によっては、１車線の幅員で待避所を設ける。  異常降雪時には、約10日以内に２車線又は１車線の幅員を確保すること。 |
| 第３種 | 500台／日以下 | 原則として、１車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。 |

２　道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(１)　車道除雪工

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ランク | 呼称 | 内容 |
| Ａ | 重点除雪 | 重要路線（都市間連絡道路、高速道路ＩＣ、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、２車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。 |
| Ｂ | 一般除雪 | 地域内生活路線で２車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。 |
| Ｃ | その他 | Ａ・Ｂランクの除雪状況、当該Ｃランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。 |

(２)　歩道除雪工

　　原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は1.0ｍ以上を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ランク | 呼称 | 内容 |
| Ａ | 重点除雪 | 通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。 |
| Ｂ | 一般除雪 | Ａランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。 |
| Ｃ | その他 | Ａ・Ｂランクの除雪状況、当該Ｃランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。 |

　（作業）

第６条　受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出動基準により出動し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

３　受注者は、異常時であって別紙２記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。

４　除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 作業区分 | 作業時間帯 |
| 昼間作業 | ８時00分～20時00分  （※　17：00～20：00は昼間作業の所定時間外とする。） |
| 夜間作業 | 20時00分～８時00分  （※　５：00～８：00は夜間作業の所定時間外とする。） |

　（除排雪計画）

第７条　受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

　(１)　各体制時の作業班の構成

　(２)　連絡方法

　(３)　待機に関すること。

　(４)　除雪訓練に関すること。

　(５)　安全管理に関すること。

　（安全管理）

第８条　受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

(１)　作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。

(２)　作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。

(３)　除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。

(４)　安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(５)　除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。

２　受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険５百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

　（機械の貸付）

第９条　発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第１号、様式第５号を提出することにより、建設機械貸付要領様式５、様式６の提出は省略するものとする。

２　受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

　（統括技術者の配置）

第10条　受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

(１) 過去５か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

ア　運転員

イ　連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(２)　建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当すること。

　（運転員に係る届出等）

第11条　受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第17条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

２　前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。

３　運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

　（作業状況等の報告）

第12条　受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

　（除雪作業の完了報告及び完了確認）

第13条　受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

２　道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。

　(１)　機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合

　　　　道路除排雪業務完了報告書（様式第１号）

　(２)　人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

　　　　人力除雪業務完了報告書（様式第２号）

　(３)　巡回の場合

　　　　道路巡回業務完了報告書（様式第３号）

３　受注者は、第６条第１項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

４　受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。なお、凍結抑制剤散布における施行前の状況写真は、出動の判断に用いた気温または施行時の気温が分かる写真(道路情報提供サービスの気温表示や車両の外気温度計等)とすること。

５　発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。

６　受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

　（委託料の請求）

第14条　受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書（様式第４号）に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

２　道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

(１)　機械除雪の場合

　　　　道路除排雪業務実績調書（様式第５号）

　(２)　人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

　　 　人力除雪業務実績調書（様式第６号）

　(３)　砂散布の場合

　　　　砂散布業務実績調書（様式第７号）

　(４)　凍結抑制剤散布の場合

　　　　凍結抑制剤散布実績調書（様式第８号）

　(５)　巡回の場合

　　　　道路巡回業務月報（様式第９号）

　（除雪機械の損料補正）

第15条　当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

　(１)　損料補正対象期間

　　　　損料補正の対象期間（以下、「対象期間」という。）は、12月１日から２月28日までの90日間（履行期間に２月29日を含む場合は、２月29日までの91日間）とする。

　(２)　損料補正

　　　　２月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数（稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。）と比べて20％以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする（別紙３「除雪機械の損料補正（計算例）」を参照すること）。

　　　　なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。

　(３)　対象機械

　　　　損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種の借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

　　　ア　除雪ド－ザ

　　　イ　除雪グレ－ダ

　　　ウ　ロ－タリ除雪車

　　　エ　小型ロ－タリ除雪車

　　　オ　ハンドガイド

　　　カ　トラクタショベル

　　　キ　除雪トラック

　(４)　損料補正対象期間中の取扱い

　　　　対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用することができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

　（待機費）

第16条　待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

　(１)　待機費計上の対象

　　　　次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行ったときを対象とする。

ア　雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ　除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ　監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

　(２)　待機機械及び待機人員等

ア　待機する機械及び人員の決定

　発注者と受注者の協議により決定するものとし、機械に配置される人員と世話役１名で待機補償費を算出するものとする。

イ　待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第１号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

　（除雪訓練工）

第17条　除雪訓練工については、次のとおり取り扱うものとする。

　(１)　訓練の実施箇所

　　　　除雪訓練の実施箇所は次に掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア　冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線（別紙-４）

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ　除雪業務契約している路線

　　降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ　公共施設

　　受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

　(２)　対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次のいずれかの条件に合致するものとし、訓練を実施する際は、対象者の指導を行う熟練オペレーターが同乗するものとする。なお、除雪訓練の対象者及び指導を行うものの氏名、年齢、経験年数及び概ねの訓練の実施日等について、作業計画書に明記するものとする。

ア　除雪オペレーターの年齢が40歳以下の者

イ　除雪オペレーターとしての経験が２年以下の者

ウ　新規購入してから２年以下の除雪機械を操作する者

エ　その他、監督職員が必要と判断した者

　(３)　対象機械

　　　　除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

　　　　ア　除雪ド－ザ

　　　　イ　除雪グレ－ダ

　　　　ウ　ロ－タリ除雪車

　　　　エ　トラクタショベル

　　　　オ　凍結抑制剤散布車

　(４)　道路除雪訓練の実施

　除雪訓練を実施する場合は道路除雪訓練実施届（様式第10号）により、監督職員に事前に報告を行うものとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施するものとする。また、訓練実施後は通常の除雪作業と同様に、除雪システムより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けるものとする。

　(５)　除雪訓練の設計計上の取扱い

　　　　除雪訓練一人当たり除雪機械１台につき訓練時間は６時間を上限とし、超過分は設計計上の対象外とする。なお、除雪訓練で使用した機械が、第15条で定める除雪機械の損料補正の対象の場合においても、損料補正対象期間中に実施した訓練時間の日数は補正の対象外とする。

（その他）

第18条　この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路巡回要領

（目　的）

第１条　道路巡回（以下「巡回」という。）は、委託区域の道路（道路の付属物を含む。以下「道路」という。）の状況を的確に把握し、道路の異常に対して速やかに適切な措置を行い、もって道路の保全及び交通の確保並びに事故の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　巡回は、別に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

（巡回責任者）

第３条　受注者は、巡回責任者を定めるものとする。

（巡回の種類）

第４条　巡回は、次の各号に定める区分により実施するものとする。

(1)　日常巡回

日常巡回は平常時に実施する巡回であり、次の各項を点検するものとする。

　　ア　路面、路肩、路側及び法面の状況

　　イ　交通安全施設、道路標識等道路付属物の設置状況

　　ウ　排水施設の状況

　　エ　交通状況の把握

　　オ　道路交通危険箇所の監視

　　カ　道路に関する工事等の保安設備の状況

(2)　夜間巡回

夜間巡回は、必要に応じて交通の安全を確保するために実施する巡回であり、主として次に掲げるものと主目的とした点検をするものとする。

　　ア　道路照明設備及び道路標識の反射、視認性の状況

　　イ　区画線及びデリネーターの反射、視認性の状況

　　ウ　道路に関する工事等の夜間照明及び保安設備の状況

(3)　定期巡回

定期巡回は、道路構造物の保全を図るために実施する巡回であり、次に掲げる主要な構造物等の細部について点検を行うものである。

　　ア　橋梁、トンネル、擁壁、護岸等の施設の状況

　　イ　安全施設及び保安設備の状況及び横断暗渠、側溝等排水施設の状況

　　ウ　その他道路構造物の状況

(4)　異常時巡回

異常時巡回は、台風、豪雨、落雷、地震（震度４以上）、その他異常な天然現象発生時及び交通事故の発生時において実施する巡回であり、主として危険箇所を重点的に視察し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、情報連絡を行い適切な防災対策又は応急措置を講ずるため行うものとする。

（巡回の頻度）

第５条　巡回の頻度は、監督員と協議のうえ決定する。

（巡回計画の提出）

第６条　受注者は、月ごとの巡回実施計画をたて監督員に提出しなければならない。

（巡回実施方法）

第７条　巡回の実施方法は、次号に定めるところにより行うものとする。

(1)　日常巡回

ア　実施日ごとの点検目標を定めて、計画的、効率的に行うものとする。

イ　巡回に際しては、次の資器材を必要に応じ携行するものとする。

　　 (ア) 保安器具(セーフティーコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、信号機、標識等)

(イ) 照明器具(懐中電灯、赤色灯等)

　　 (ウ)　応急処理材料(常温混合剤、凍結防止剤等)

　　 (エ)　工具(ツルハシ、スコップ、ハンマー、ワイヤー等)

　　 (オ)　その他(巻尺、カメラ、ポール、管理図面等)

ウ　巡回員は、巡回の終了後、その結果を道路パトロール日誌に記載しておかなければならない。なお、必要な場合には、道路パトロール日誌に写真を添付するものとする。

(2)　夜間巡回

日常巡回の実施方法に準じて実施するものとする。

(3)　定期巡回

ア　点検対象別の種別に応じて点検計画をたて、着眼点を定めておくものとする。

イ　点検結果については、道路パトロール日誌に記載しておかなければならない。

ウ　点検に際し異常が認められた場合には、処置意見を付して監督員の指示を受けること。

(4)　異常時巡回

巡回中は、常時監督員との連絡を確保するとともに、状況に応じ通行規制等の措置を必要とする場合は、現場の状況を監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（応急措置）

第８条　巡回員は、巡回中に道路の異常を発見し、放置して置けば交通の支障がある場合には、直ちに補修又は障害物の除去等を行って交通に危険のないように措置するのとする。但し、巡回員が措置出来ない場合は、必要に応じてバリケード、ロープ、セーフティーコーン、赤色灯、標識灯を用いて交通に危険のないよう措置しておくものとする。

２　巡回員は、全ての道路に関する工事（道路管理者以外の者の行う工事を含む。）及び道路管理者以外の者が管理する物件が原因となって交通に危険を及ぼしている状況を通報するものとする。但し、緊急を要する場合には、巡回員がとりあえず第１項に準じて最小限の応急措置を行うものとする。

３　前２項の措置のため、通行止め、一方通行その他の交通に著しい影響を及ぼすような場合には、直ちに監督員に報告し、受注者は監督員から指示を受けるものとする。

（道路の軽維持作業）

第９条　受注者は、前条に定める応急措置としての道路維持のほか、日常時の道路巡回の結果、必要とされる次の道路維持作業を行うものとする。

(1)　路面清掃、側溝清掃、崩土除去及び受託

(2)　側溝及び道路標識防護柵等の小修繕、舗装路面の穴埋め並びに凍結防止剤の散布、但し、前２号については、パトロールの際に実施できる小規模なものとする。

（報告）

第10条　受注者は、道路の巡回及び維持作業の結果を次に定めるところにより、監督員に報告ししなげればならない。

　(1)　道路巡回

道路巡回は、異常が認められた場合には第８の第１項による応急措置をするとともに速やかに監督員に報告しなければならない。

　(2)　道路維持作業

　　　作業前と作業後の状況が確認出来る写真及び資料等を添えて報告すること。

(3)　道路パトロール日誌

道路パトロール日誌は、監督員に提出し確認を受けなければならない。

建設機械貸付要領（道路維持修繕業務）

（趣旨）

第１条　この要領は道路維持修繕業務及び道路除排雪業務の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸付する場合に必要な事項を定めるものとする。

（貸付の範囲）

第２条　機械は受注者に貸付けるものとする。

（貸付料）

第３条　機械の貸付料は無償とする。

（借受の申請）

第４条　受注者は機械を借受けしようとするときは、建設機械借受申請書（様式１）を盛岡広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第５条　局長は、前条の申請を適当と認めるときは、すみやかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式２）を交付するものとする。

（貸付の条件）

第６条　機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸付けるものとする。

　　　(1) 受託人は定期整備にかかる費用以外の次の各号に掲げる費用を負担すること。

　　　　　ア　日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費

　　　　　イ　機械の引渡しにかかる一切の経費

　　　(2) 日常の整備補修を完全に実施すること。

　　　(3) 運転、整備に熟練者をあてること。

　　　(4) 機械を第三者に転貸又は、当該業務以外に使用しないこと。

　　　(5) 機械の運行によって、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

（機械の引渡）

第７条　局長から機械の引渡しを受けるときは、物品取扱員の監督員、受注者は管理責任者及び運転者を立ち合わせ、建設機械機能現況確認書（様式３）により整備状況を、それぞれ確認するものとする。

２　前項の建設機械機能現況確認書は２部作成し、各立会人が押印のうえ各々１部保有するものとする。

３　機械を貸付したときは、建設機械受領書（様式４）を受注者から徴しなければならない。

（日報・月報）

第８条　受注者は、建設機械運転日報（様式５）を作成しなければならない。また翌月10日までに建設機械使用実績月報（様式６）を局長に提出しなければならない。

　　　　但し、３月分の報告については工期までとする。

（事故報告）

第９条　機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書（様式７）を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

（期間の延長）

第10条　受注者から建設機械借受期間延長申請書（様式８）の提出があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸付期間延長承認書（様式９）により通知するものとし、必要事項を指示するものとする。

（機械の返納）

第11条　受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書（様式10）を提出させなければならない。

２　機械の返納の立会い及び確認方法は、第７条第１項及び第２項を準用するものとする。

３　第７条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させるものとする。

４　機械を受領したときは、建設機械受領書（様式11）を交付するものとする。

建設機械貸付要領（河川維持修繕業務）

（趣旨）

第１条　この要領は、河川等維持修繕業務（以下「河川等維持修繕業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要な事項を定めるものとする。

（貸付の範囲）

第２条　広域振興局長（以下「局長」という。）は、河川等維持修繕業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

（貸付料）

第３条　機械の貸付料は、無償とする。

（借受の申請）

第４条　受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式１）を局長に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第５条　局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式２）を交付するものとする。

（貸付の条件）

第６条　機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

　（１）　定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。

　　　　ア　日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費

　　　　イ　機械の引渡しに係る一切の経費

　（２）　日常の整備補修を完全に実施すること。

　（３）　運転、整備に熟練者を充てること。

　（４）　機械を、第三者に転貸し、又は河川等維持修繕業務以外に使用しないこと。

　（５）　機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

（機械の引渡）

第７条　局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち会わせ、建設機械機能現況確認書（様式３）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

２　前項の建設機械機能現況確認書は２部作成し、各立会人が署名のうえ各々１部保有するものとする。

３　局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式４）を受注者から提出させなければならない。

（日報・月報）

第８条　受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報（様式５）を作成し、翌月10日までに左記日報を局長に提出しなければならない。

（事故報告）

第９条　受注者は、第７条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書（様式６）を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

（期間の延長）

第10条　受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書（様式７）を提出しなければならない。

２　局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書（様式８）により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

（機械の返納）

第11条　局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書（様式９）を提出させなければならない。

２　局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書（様式10）を交付するものとする。

３　機械の返納の立会い及び確認方法は、第７条第１項及び第２項を準用するものとする。

４　局長は、返納の際、第７条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。